

平成20年に取り扱った 事件の内容

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事 件 記 録	20
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	71
1	概 況	71
2	不当労働行為事件取扱一覧表	78
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	80
第2	労働組合の資格審査	82
1	概 況	82
2	労働組合資格審査取扱一覧表	83

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公 益 委 員 会 議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8

第1 活 動 概 要

平成20年の当委員会は、第40期委員により運営され、総会を20回、公益委員会議を23回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりであり、総取扱件数は184件で、前年に比べ9件減少した。また、終結件数は167件で、2件減少した。これを終結率で見ると、90.8パーセントで、前年の87.6パーセントを上回り、翌年への繰越件数は17件となった。

平成20年事件等取扱状況

区 分	労 働 争 議		不 当 労 働 行 為 の 審 査	労 働 組 合 の 資 格 審 査	申 請 ・ 申 立 相 談	計
	調 整	実 情 調 査				
取 扱 件 数	24 (2)	85 (10)	13 (6)	15 (6)	47 (—)	184 (24)
終 結 件 数	21 (2)	78 (10)	9 (6)	12 (6)	47 (—)	167 (24)

(注) () 内は、前年から繰り越した件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人、計 21 人で構成されている。

平成 20 年は、第 40 期委員により運営された。

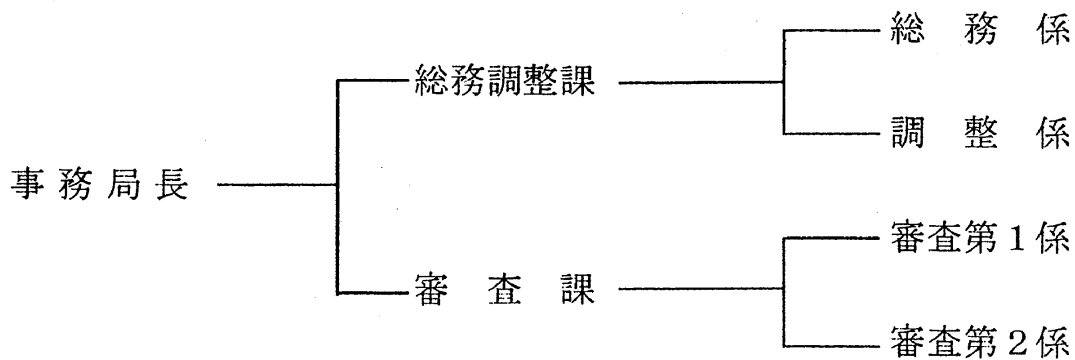
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 20 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 33 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 20 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 18 人である。

組 織 図



第 3 会 議

1 総 会

総会は、委員会の活動を総合的に把握し、その適切な運営を期するため、委員全員で構成する会議である。当委員会では、原則として毎月第1・3木曜日を定例日としている。

なお、平成20年は、第1307回から第1326回までの20回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会の日には総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成20年は、第1300回から第1322回までの23回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える14都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成20年は、地方公共団体の外郭団体等に係る集団的労使紛争の取扱い、労働委員会制度の周知や広報及び個別的労使紛争等を議題として、活発な見解の交流が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第40期 委 員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成19年8月2日任命 50音順
(平成20年12月31日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19.8.2 40期
	川久保 美智子	関西学院大学社会学部教授	平成 20.5.8 40期
	島 本 健 二	社会福祉士	平成 15.7.22 38期～40期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成 9.7.2 35期～40期
	畑 喜 春	日本赤十字社兵庫県支部参与	平成 19.8.2 40期
	○正 木 靖 子	弁護士	平成 13.7.9 37期～40期
	米 田 耕 士	弁護士	平成 19.8.2 40期
労働者委員	大 森 唯 行	新日本製鉄広畑労働組合組合長	平成 15.7.22 38期～40期
	白 田 春 雄	三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長	平成 18.3.16 39期～40期
	高 西 太 郎	関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	平成 17.7.28 39期～40期
	辻 芳 治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成 19.8.2 40期
	村 上 昇	UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成 15.7.22 38期～40期
	柳 田 忠	JAM山陽顧問	平成 13.7.9 37期～40期
	和 田 利 重	山陽電気鉄道労働組合特別執行委員	平成 19.8.2 40期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	熊 谷 昌 之	兵庫県経営者協会専務理事	平成 19.8.2 40 期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機(株)代表取締役社長	平成 19.8.2 40 期
	高 田 裕 士	カルトンアイ(株)代表取締役会長	平成 7.6.23 34 期～40 期
	塚 本 晴 之	六甲フーズ(株)代表取締役社長	平成 13.7.9 37 期～40 期
	南 光 正 敬	日清鋼業(株)特別顧問	平成 9.7.2 35 期～40 期
	前 田 正 則	西芝電機(株)特別顧問	平成 19.8.2 40 期
	和 田 要	(株)六甲商会代表取締役社長	平成 15.7.22 38 期～40 期

第 40 期 退 任 委 員

区 分	氏 名	委員退任当時の職	退任年月日 在任期間
公益委員	下 崎 千代子	大阪市立大学大学院経営学研究科教授	平成 20.4.17 39 期～40 期

2 あっせん員候補者名簿

(平成20年12月31日現在)

氏名	委嘱年月日	現職
大内伸哉	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授
川久保美智子	平成20年5月8日	兵庫県労働委員会公益委員 関西学院大学社会学部教授
島本健二	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会公益委員 社会福祉士
滝澤功治	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
畑喜春	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 日本赤十字社兵庫県支部参与
正木靖子	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
米田耕士	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
大森唯行	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長
白田春雄	平成18年3月16日	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長
高西太郎	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長
辻芳治	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
村上昇	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長
柳田忠	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM山陽顧問
和田利重	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合特別執行委員
熊谷昌之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事
佐野喜之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機(株)代表取締役社長
高田裕士	平成7年6月23日	兵庫県労働委員会使用者委員 カルトンアイ(株)代表取締役会長
塚本晴之	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ(株)代表取締役社長

氏 名	委嘱年月日	現 職
南 光 正 敬	平成 9 年 7 月 2 日	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業(株)特別顧問
前 田 正 則	平成 19 年 8 月 2 日	兵庫県労働委員会使用者委員 西芝電機(株)特別顧問
和 田 要	平成 15 年 7 月 22 日	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)六甲商会代表取締役社長
釜 本 貞 男	平成 14 年 7 月 16 日	
小 寫 典 明	平成 9 年 7 月 2 日	
春 名 一 典	平成 12 年 2 月 1 日	
下 崎 千代子	平成 17 年 7 月 28 日	
佐 藤 幸 信	平成 17 年 7 月 28 日	
高 本 計 廣	平成 15 年 7 月 22 日	
石 崎 泰 二	平成 7 年 6 月 23 日	
竹 田 佑 一	平成 5 年 11 月 2 日	
永 友 節 雄	平成 7 年 6 月 23 日	
小 南 秀 夫	平成 19 年 4 月 5 日	兵庫県労働委員会事務局長
山 田 幸 嗣	平成 18 年 4 月 6 日	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長
小 前 裕 一	平成 19 年 4 月 5 日	兵庫県労働委員会事務局審査課長

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	20

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成20年に取り扱った調整事件は24件であり、すべてあっせんで、前年からの繰越件数が2件、新規申請件数が22件であった。

取扱件数は、前年の24件と同数であった。このうち年内に21件が終結したので、翌年への繰越件数は3件となった（第1表参照）。

(2) 取扱事件

平成20年の取扱事件24件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、団体交渉の促進が17件、それ以外が9件で、団体交渉関係のもの比率が高くなっている（第2表参照）。

イ 申請者別では、労働組合からの申請が23件、使用者からの申請が1件となっている（第3表参照）。

ウ 地区別では、神戸地区が9件、阪神南地区が7件、阪神北地区、東播磨地区及び北播磨地区が2件、中播磨地区及び但馬地区が各1件となっている（第5表参照）。

エ 業種別では、サービス業が7件、卸売・小売業が5件、製造業及び運輸業が各4件、教育、学習支援業が2件、医療、福祉業及びその他が各1件となっている（第6表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下が9件、1,000人以上が5件、50人～99人及び100人～199人が4件、300人～499人及び500人～999人が各1件となっている（第7表参照）。

(3) 終結状況

平成20年に終結した21件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分を見ると、解決が5件、取下げが4件、打切りが12件となっており、解決率は29.4パーセントとなっている（第8表参照）。

イ 係属日数を見ると、1～4日が8件、10～19日が5件、20～29日が3件、50日以上が1件となっており、平均係属日数は、14.5日となっている（第9表参照）。

第1表

取 扱 件 数

区 分	取 扱 件 数	終 結 件 数	翌年への繰越件数
繰 越 件 数	2	2	0
新 規 申 請 件 数	22	19	3
計	24	21	3

第2表

調 整 事 項 別 件 数

事 項		件 数
	(a) 組 合 の 承 認 ・ 活 動	1
	(b) 協 約 の 締 結 ・ 改 定	—
	(c) 協 約 の 効 力 ・ 解 釈	—
賃 金 等	(d) 賃 金 増 額	1
	(e) 一 時 金	1
	(f) 諸 手 当	—
	(g) 退 職 金	—
	(h) そ の 他	2
	小 計	4
賃 金 以 外 の 労 働 条 件	(i) 労 働 時 間	—
	(j) 休 日 ・ 休 暇	—
	(k) そ の 他	3
	小 計	3
経 営 又 は 人 事	(l) 事 業 休 廃 止 ・ 縮 小	—
	(m) 人 員 整 理	—
	(n) 配 置 転 換	—
	(o) 解 雇	—
	(p) そ の 他	—
	小 計	—
	(q) 福 利 厚 生	—
	(r) 団 交 促 進	17
	(s) そ の 他	1
合 計		26

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあり、本表の合計は取扱件数と一致しない。

第3表

申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	23	1	0	24

第4表

月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	2	—	2	4	—	1	2	1	1	—	3	5	3	24

第5表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	9	7	2	2	2	1	—	1	—	—	24

第6表

業種別件数

業種	製造	情報 通信	運輸			卸売 ・ 小売	医療 福祉	教育 学習 支援	サービス	その他	公務	計
			旅客 運送	貨物 運送	その他							
件数	4	—	2	2	—	5	1	2	7	1	—	24

第7表

企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
件数	9	4	4	—	1	1	5	24

第8表

終結区分別件数

終結区分	解 決	取 下 げ	打 切 り	計	翌年への 繰越件数
件 数	5	4	12	21	3

第9表

調整日数別終結件数

日 数	調整員 指名前	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50以上	計	平均日数
件 数	4	8	—	5	3	—	1	21	14.5日

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平19 (調22)	社会保険・ 社会福祉・介護事業	19.12.18 (20.1.10)	使	団体交渉の実施	20.1.28 打切り	芦屋市	20
23	廃棄物処理業	19.12.20 (20.1.16)	労	誠実な団体交渉の 実施	20.1.16 打切り	神戸市区 東灘区	22
平20 (調1)	卸売・小売業	20.2.1 ()	〃	誠実な団体交渉の 実施	20.3.19 取下げ	神戸市区 須磨区	24
2	教育、学習支援業	20.2.14 (20.2.23)	〃	誠実な団体交渉の 実施	20.2.25 打切り	姫路市	26
3	その他の 事業サービス業	20.3.7 (20.4.9)	〃	要求書に対する 回答書の提示等	20.4.22 打切り	川辺郡 猪名川町	28
4	その他の 事業サービス業 地方公務	20.3.12 (20.3.24)	〃	雇用の安定と 労働条件の向上	20.3.24 打切り	尼崎市	30
5	廃棄物処理業	20.3.25 (20.4.7)	〃	直接雇用への切替え	20.4.7 打切り	加古郡 播磨町	32
6	その他の 事業サービス業	20.3.25 ()	〃	団体交渉の実施	20.6.3 取下げ	加古郡 播磨町	34
7	化学工業	20.5.1 (20.5.14)	〃	賃金の引上げ、 賃金体系の見直し	20.5.14 打切り	尼崎市	36
8	卸売・小売業	20.6.23 (20.7.7)	〃	誠実な団体交渉の 実施	20.7.22 解決	神戸市区 西區	38

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平20 (調)9	教育、学習支援業	20.6.26 (20.7.9)	労	財務諸表の提示を 含む誠実な団体 交渉の実施	20.9.26 打切り	神戸市 中央区	40
10	道路貨物運送業	20.7.30 (20.8.18)	"	賃金改定に係る取 決め事項の遵守	20.9.10 解 決	西宮市	42
11	鉄 道 業	20.8.18 (20.8.27)	"	誠実な団体交渉 の実施	20.8.27 打切り	尼崎市	44
12	窯業・土石製品製造業	20.10.9 (20.10.31)	"	団体交渉の実施	20.11.19 解 決	養父市	46
13	電気機械器具 製 造 業	20.10.20 (20.10.29)	"	"	20.11.26 解 決	西宮市	48
14	卸売・小売業	20.10.24 (-)	"	誠実な団体交渉 の実施	繰越し	神戸市 須磨区	50
15	プラスチック製品 製 造 業	20.11.6 (-)	"	団体交渉の促進	20.12.8 取下げ	尼崎市	52
16	郵 便 局	20.11.12 (-)	"	組合事務室の設置 に関すること	20.12.18 取下げ	神戸市 中央区	54
17	道路貨物運送業	20.11.13 (20.12.9)	"	誠実な団体交渉 の実施	20.12.26 打切り	神戸市 中央区	56
18	卸売・小売業	20.11.17 (20.12.9)	"	"	20.12.25 解 決	三木市 小野市	58

事 件 番 号	業 種	申請日 (指名日)	申請者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平20 (調)19	卸 売 ・ 小 売 業	20.11.28 (20.12.11)	労	団体交渉の実施	20.12.11 打 切 り	伊 丹 市	60
20	道 路 旅 客 運 送 業 (ハイヤー・タクシー業)	20.12.8 (20.12.16)	〃	〃	20.12.16 打 切 り	神 戸 市 区 東 灘 市 西 宮 市 芦 屋 市	62
21	専 門 サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	20.12.22 (-)	〃	誠実な団体交渉 の実施	繰 越 し	神 戸 市 区 中 央 区	64
22	娯 楽 業	20.12.26 (-)	〃	定年制度の見直し	〃	西 脇 市	66
計		24 件 (22 件)					

(注) 「計」欄の()内は、本年の新規取扱件数で、内数である。

3 事件記録

平成19年(調)第22号(1894号)

申請年月日	平成19年12月18日		
あっせん員	米田(公) 村上(労) 熊谷(使)		
係属日数	19日	あっせん回数	1回
終 結	平成20年1月28日	終 結 区 分	打切り

(注) 係属日数は、あっせん員指名月日(当日を含む。)から、終結月日(当日を含む。)までの日数である(以下同じ。)

1 申請者

使用者 芦屋市

財団法人X(社会保険・社会福祉・介護事業)

従業員数 155人

関係事業所 なし

2 関係当事者

組 合 芦屋市

ユニオンY

組合員数 62人

使用者 申請者と同じ

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 労働条件の変更は、労使合意に達しない限り実施すべきでないとする。	① 現在の財政状況及び今後の経営見込みから、新給与体系の導入は必要な措置である。
② 従前から見られる、一方的な説明に終始するような交渉態度が改められない限り、団体交渉には応じられない。	② 新給与体系の導入について協議したいので、団体交渉に応じるべきである。

5 申請までの経過

平成19年3月9日、使用者は、組合に対して、経営危機に対応するために実施している給与減額措置(平成16年1月1日～平成19年3月31日)の継続と、新たに昇給停止措置を実施することを提案し、同年4月1日から両措置(以下「給与減額措置等」という。)を実施した。

同年5月8日、組合は要求書を提出し、組合の同意のないまま実施された給与減額措置等の撤廃と実施に至った具体的根拠の提示を求めた。

以降、同年6月12日に第1回団体交渉、同年11月7日に第2回団体交渉が行われる中で、使用者は、経営危機に対応していくためには給与体系全体を見直すことが必要であることを説明し、組合も一応の理解を示していた。

同年12月6日、事務折衝が行われ、使用者から、同月末までに労使合意に至らない場合は、交渉を続けることなく新給与体系へ移行する可能性もあるという趣旨の発言があり、組合は、この発言の撤回を求めた。

同月12日に第3回団体交渉、同月17日に第4回団体交渉が行われたが、使用者が再び同月6日の事務折衝と同趣旨の発言を行ったため、組合は、「使用者が同年12月6日の事務折衝での発言を撤回しない限り新給与体系の導入に係る提案は受けられない。」と主張し、交渉は両者の意見が平行線のまま終了した。

使用者は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月18日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年1月10日、あっせん員が指名され、同月15日、事務局調査を実施した。

同月28日のあっせんにおいて、あっせん員が事情聴取したところ、使用者は、平成16年1月1日以降、給与減額措置等を実施してきたものの、同業他社より高額な人件費が経営を圧迫しているため、現行の給与制度を見直した新給与体系を組合に提案したが、組合は新給与体系の提案書の受領を拒否し、組合との合意がなければ新給与体系を導入しないことを約束するように求めたため、団体交渉が中断した。しかし、新給与体系について組合と協議を再開したいので、組合は団体交渉に応じるべきであると主張した。

これに対し、組合は、使用者の経営状況が厳しいことは認識しており、ある程度の給与の減額もやむを得ないと考えていたが、従前から団体交渉の席上、使用者は一方的な説明に終始し、交渉する姿勢が全く見られない上に、組合を無視して平成20年1月1日以降、給与減額措置等を一方的に無期限延長したような状況の中では、団体交渉を再開することは難しいと主張した。

あっせん員が個別折衝を行ったところ、組合は、団体交渉の再開の条件として、組合との合意がなければ新給与体系を導入しないこと、労使合意に至るまでは平成20年1月からの給与減額措置等の延長を撤回することを使用者が約束することを求めたが、使用者は、組合が示した条件に難色を示した。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりが大きいため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打切りとした。

平成 19 年(調)第 23 号(1895 号)

申請年月日	平成 19 年 12 月 20 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 1 月 16 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部 B 分会
 組合員数 11 人 (男 11 人)

使用者 神戸市東灘区
 Y株式会社 (廃棄物処理業)
 従業員数 36 人 (男 36 人)
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 一方的な 25 パーセントの賃金減額について、原状回復すること。	① 賃金減額の原状回復はできない。
② 平成 19 年度夏季及び冬季一時金の回答を行うこと。	② 平成 19 年度の一時金は支給できない。
③ 労働基準監督署の勧告を遵守すること。	③ 労働基準監督署と協議の上、従うべきところは手続中である。
④ 賃金減額の原状回復も、平成 19 年度夏季・冬季一時金の支給もできないのであれば、経理資料の公開等して、具体的理由を提示すること。	④ 資料公開を行う気はない。

5 申請までの経過

平成19年8月30日、夏季一時金問題に関する誠実な団体交渉の実施を申請事項とするあっせんが行われたが、あっせん不調のため、打ち切りとなった。

同年9月6日、組合員が個人名で、労働基準法違反申告書を、管轄の労働基準監督署（以下「労基署」という。）に提出した。その結果、同月28日、労基署から使用者に対し、就業規則の変更手続及び従業員に対する周知手続が適正に行われていないこと、皆勤であっても有給休暇を取得した者に対しては特別皆勤手当が支給されないという不利益取扱いが行われていること及び労働基準法第36条の労使協定が未締結であるとして、是正を求める勧告書が交付された。使用者は、就業規則変更と労使協定については、勧告書に従い是正手続を開始したが、特別皆勤手当については、労基署との見解の相違を主張し、争う姿勢をとった。

同年10月23日、組合は、冬季一時金に関する要求書を使用者に提出した。使用者は、経営状況が依然厳しいため、夏季と同様に冬季一時金も支給できないと回答した。そのため、組合は、同年12月3日、賃金減額分の回復と夏季・冬季一時金の支給及び特別皆勤手当の支給について、労基署の勧告書どおりに是正することを求める団体交渉実施申入書を使用者に送付した。同月17日、団体交渉が行われたが、使用者は、賃金減額分の回復及び一時金の支給はいずれもできず、また、特別皆勤手当については、労基署と争うつもりなので、現状どおりの取扱いを続ける旨の回答をした。組合は納得せず、また、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月20日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年1月10日、事務局調査を実施したところ、使用者は、①労基署の勧告のうち、就業規則の変更や労働基準法第36条に基づく労使協定については、勧告に従い手続中であるが、特別皆勤手当については、労基署と見解の相違があり、場合によっては法的に争うことも考えている、②賃金減額分の回復や夏季・冬季一時金の問題については、前回あっせんの際に回答したとおり、会社の経営状況は依然として厳しいので、全く譲歩の余地はない、③経理資料の公開については、組合が団体交渉の席上で、「会社が潰れてもかまわない。」と発言するなど、とても信頼関係を築ける状況ではないため、公開する気はないと主張し、今回のあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月16日、あっせん員が指名された。あっせん員は、協議の結果、使用者にあっせんに応じる意思がなく、また、あっせん不調のため打ち切りに終わった前回申請（平成19年8月30日あっせん実施）の結果も踏まえた上で、あっせんに継続することは困難であると判断し、あっせん員指名日当日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第1号(1896 号)

申請年月日	平成 20 年 2 月 1 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成 20 年 3 月 19 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部
 組 合 員 数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部 B 分会
 組 合 員 数 2 人

使用者 神戸市須磨区
 Y株式会社 (卸売・小売業)
 従 業 員 数 70 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
店舗閉鎖に伴い自宅待機となっている組合員の就労場所確保について、平成19年4月27日以降交渉を拒否している。	平成20年1月29日及び30日付けの申入れについての団体交渉は、社内調整に時間を要するため、延期をお願いしたい。

5 申請までの経過

平成18年11月末、Y株式会社の西元町店が閉鎖し、組合員はY株式会社元町店へ異動した。同年12月末には、Y株式会社元町店も閉鎖し、組合員は自宅待機となった。

平成19年1月9日及び18日に行われた団体交渉で、使用者は就労場所を確保するまでの賃金保障を約束した。

平成20年1月29日、組合は同年2月5日に団体交渉の実施を求める申入書を送付したところ、使用者は、同日には団体交渉を実施できないが、できるだけ早急に実施したいと回答した。

同年1月30日に組合は、団体交渉を同年2月8日又は9日に実施するよう求めて申入書を送付したが、使用者は、同月31日、社内調整に時間を要するので、団体交渉期日の延期をお願いしたいという回答書を送付した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年2月1日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年2月4日、事務局調査を実施したところ、使用者は、団体交渉は実施する予定であるので、日時等を組合と相談をしたいと思っているとのことであった。

同月29日及び同年3月7日と、予定されていた団体交渉が2度延期になったが、同月10日に団体交渉が実施された。

組合は、申請目的が達成されたと判断し、同月19日、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 20 年(調)第2号(1897 号)

申請年月日	平成 20 年 2 月 14 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	3 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 2 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 姫路市
 X労働組合
 組合員数 14 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 姫路市
 Y市教育委員会 (教育、学習支援業)
 従業員数 1,828 人
 関係事業所 なし

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 生活保護水準を下回る、非正規職員の賃金を向上させよ。	① 非正規職員の賃金については、人事・財政当局とも協議の上、平成20年度から約3パーセント引き上げる(給食調理員を除く。)と回答しており、これ以上の増額はできない。 また、従前から、最低賃金を上回る賃金を支給している以上、生活保護水準を下回るものではないと考えている。
② 非正規職員の任用期間(2～3年)を撤廃し、特に平成20年3月末で任用期間が終了する臨時職員(地方公務員法22条)Aを引き続き任用せよ。	② 任用期間の撤廃はできない。したがって、平成20年3月末で任用期間が終了する臨時職員(地方公務員法22条)Aの継続任用はできない。

5 申請までの経過

平成19年11月2日、組合は、要求書を提出し、生活保護水準を下回る非正規職員の賃金の向上と、非正規職員の任用期間(2～3年)の撤廃、特に平成20年3月末で任用期間が終了する臨時職員(地方公務員法22条)Aの任用継続を求めた。

同月7日、使用者は、回答書を提出し、組合の要求については、いずれも、今後新たに任用する非正規職員と同様の取扱いとすると回答した。

以降、同月14日及び22日、12月11日及び20日並びに平成20年2月7日に計5回の団体交渉が行われたが、組合の主張に対し、使用者は、元々給与水準の高い給食調理員など一部例外はあるものの、平成20年度の非正規職員の賃金を約3%引き上げる、しかし、任用期間の撤廃はできないため、平成20年3月末で任用期間が終了する臨時職員Aの任用継続はできないと回答し、交渉は両者の意見が平行線のまま終了した。

組合は、自主的な解決は困難であると判断し、平成20年2月14日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年2月18日、事務局調査を実施したところ、使用者は、賃金については、平成19年10月に引き上げ、平成20年度からは更に引き上げる旨回答済みである。組合にも、これ以上の増額はできないと伝えており、以降、団体交渉の主な議題となっているのは臨時職員Aの任用継続についてである。任用期間の撤廃ができない以上、任用継続はできないと考えるが、あっせんを行うことに同意するか否かについては、検討の上、後日連絡するという回答であった。

平成20年2月22日、使用者から、今以上の譲歩の余地がないため、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月23日、あっせん員が指名された。

同月25日、あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第3号(1898 号)

申請年月日	平成 20 年 3 月 7 日		
あっせん員	畑 (公) 辻 (労) 前田 (使)		
係属日数	14 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 4 月 22 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合A本部
 組合員数 45,000 人
 猪名川町
 Y労働組合
 組合員数 20 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ
 使用者 東京都港区
 Z株式会社 (その他の事業サービス業)
 従業員数 9,500 人
 関係事業所 神戸支店

3 調整事項 要求書に対する回答の提示等

4 労使の主張

組 合	使 用 者
《申請当初》 要求書への無回答は、団交応諾義務違反に相当する。文書をもって回答せよ。 《団体交渉実施後》 ① 団体交渉議事録に使用者側の記名押印を求める。 ② 要求書への無回答は、団交応諾義務違反に相当する。文書をもって回答せよ。	本社から、文書回答は必要ないと指示を受けている。ただし、口頭による回答をする意向はある。 ① 議事録の記載内容は了解するが、記名押印は拒否する。 ② 本社から、文書回答は必要ないと指示を受けている。ただし、口頭による回答をする意向はある。

5 申請までの経過

平成19年8月、猪名川町内の小学校に派遣されている留守家庭児童育成室指導員がX労働組合A本部に加入した。

平成20年2月5日、組合は、使用者に要求書を提出した。これに対して、同月14日、使用者は口頭による回答を申し入れたが、組合は文書による回答を求めた。

同月20日、使用者が文書による回答を拒否したため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年3月7日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年3月24日、団体交渉が実施され、組合は、議事録に使用者が記名押印すれば申請は取り下げる旨を使用者に申し入れたが、使用者は記名押印を拒否した。

同年4月9日、あっせん員が指名された。

同月22日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、要求に対する回答の文書化や議事録への押印といったことを含めて団体交渉のルール化を図りたいと主張した。

それに対して、使用者は、団体交渉のルール化は必要と考えているが、こちらからルール化を提案するのはおかしいと思っており、議事録の署名については、法人間での署名行為は債権債務にまで発展しかねないので、応じかねると主張した。

あっせん員は、①交渉開始時刻、②会場に係る経費負担、③団体交渉議事録への署名等に関する団体交渉ルール作りを内容とするあっせん案で労使双方と折衝したところ、交渉のルール化の必要性については使用者も認識しているが、ルールの内容をどうするかについては労使双方の考え方に隔たりが大きく、さらに、使用者は、あくまでも議事録署名には合意できないと強硬に主張した。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りました。

平成 20 年(調)第4号(1899 号)

申請年月日	平成 20 年 3 月 12 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 3 月 24 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 尼崎市
労働組合 X
組 合 員 数 400 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 大阪府大阪市中央区
Y株式会社 (その他の事業サービス業)
従 業 員 数 249 人
関係事業所 Z市役所
尼崎市
Z市 (地方公務)
従 業 員 数 3,000 人

3 調 整 事 項 雇用の安定と労働条件の向上

4 労使の主張

組 合	使 用 者
Z市は、平成20年4月以降のY株式会社との労働者派遣契約を、組合との約束どおり随意契約で行い、Z市の住民票入力業務を行っている組合員5人の雇用の安定と労働条件の向上を図ること。	Y株式会社 平成20年4月から、Z市と労働者派遣の随意契約が締結できれば、賃金等の引上げを考えている。 Z市 同年4月からの契約に関しては、競争入札で決める。

5 申請までの経過

平成13年1月4日、Z市は住民票入力業務を申請外A社に業務委託した。平成18年12月にZ市は、競争入札の結果、住民票入力業務の委託先をY株式会社に変更した。申請外A社で雇用され、入力業務をしていた5人は、Y株式会社に雇用され、引き続き入力業務に就くが、賃金が1,020円から900円に下がった。

平成19年2月13日、入力業務をしていた5人が、労働組合Xに加入した。同月14日、組合は、Z市に対し、業務委託は偽装請負であり、直接雇用をするように申し入れた。同年3月5日には、労働局からZ市の住民票入力業務委託は労働者派遣法違反であるとの是正指導書が出された。

同月25日、組合とY株式会社との団体交渉の結果、組合員の賃金は900円から1,180円に引き上げられた。

同年4月1日からZ市は、Y株式会社との業務委託契約を労働者派遣契約に切り替えた。

同年11月28日、Z市は、組合との団体交渉の中で、組合員の直接雇用は難しい、平成20年度からは労働者派遣契約にするが、4年間は随意契約にすると回答した。

平成20年2月、Y株式会社は、派遣契約の更新に当たり、平成20年度の契約料について、採算がとれる金額に増額するように申し入れたが、Z市は、そのような大幅増額には応じられないと回答した。

同月25日、Z市は、組合との団体交渉の中で、Y株式会社と随意契約の締結ができなかったため、競争入札をすることに決定したと回答した。

組合は、同年3月3日から無期限ストライキに突入したが、Z市は団体交渉に応じないため、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月12日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年3月13日、事務局調査を実施した。同月19日、Z市から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月24日、あっせん員が指名された。あっせん員は、協議の結果、Z市があっせんを行うことに同意しなかったため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第5号(1900 号)

申請年月日	平成 20 年 3 月 25 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 4 月 7 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 加古川市

Xユニオン

組 合 員 数 75 人

2 関 係 当 事 者

組 合 申請者と同じ

使用者 加古郡播磨町

Y事務組合 (廃棄物処理業)

従 業 員 数 11 人

関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 直接雇用への切替え

4 労使の主張

組 合	使 用 者
3 年以上、偽装請負と考えられる状態での雇用が継続しているため、直接雇用への切替えを求める。	直接雇用する考えはない。 偽装請負といわれる状態については、労働局の是正指導に基づき、適切に改善したところである。

5 申請までの経過

使用者は、自己の運営するリサイクルプラザ内で行う吹きガラス教室の指導業務を、申請外A株式会社に委託し、同社は指導業務に従事するインストラクター2人を平成16年11月及び平成17年1月から雇用していた。

平成18年4月、使用者は、委託先を申請外A株式会社から申請外有限会社Bへ変更し、インストラクター2人は申請外有限会社Bに移籍した。

平成19年12月28日、インストラクター2人がXユニオンへ加入した。

平成20年1月8日、組合は「要求及び協議の申入れ」を提出し、翌年度以降の雇用の継続と偽装請負と考えられる業務内容の是正を要求した。

これに対し使用者は、同月15日、回答書を提出し、雇用については、申請外有限会社Bとの間で解決を図るべき問題であるとともに、委託業務内容については、労働局の指導の下、適正化に向けて精査、改善する旨回答した。

以降、組合は、同年2月7日、15及び19日並びに3月7日及び21日に使用者に対して申入書を提出したが、使用者は、いずれに対しても、インストラクターとの間に雇用関係がないことを理由として交渉には応じず、組合のいう偽装請負問題については、同年2月28日に労働局へ是正報告書を提出したことをもって解決したとの見解を示すに終わった。

組合は、自主的な解決は困難であると判断し、同年3月25日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年3月26日、事務局調査を実施した。

使用者は、インストラクターとの間に雇用関係がないことは労働局にも確認しており、雇用継続等については、申請外有限会社Bと組合で話し合われるべき問題であるとの見解を示すとともに、組合の主張する偽装請負問題についても、既に労働局に対する改善報告を終え、解決したものと認識していると回答した。

同年4月2日、使用者から、組合との間に労使関係がないため、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月7日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打切りとした。

平成 20 年(調)第6号(1901 号)

申請年月日	平成 20 年 3 月 25 日		
あっせん員	—— (公)	—— (労)	—— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成 20 年 6 月 3 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 加古川市
Xユニオン
組合員数 75 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 三田市
有限会社 Y (その他の事業サービス業)
従業員数 2 人
関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 派遣先の閉鎖に伴い不分明となっている、2人の組合員の、3月中の勤務日、業務内容を明らかにせよ。	① 契約期間である3月中の給料の支払は、約束している。勤務日等については、2人の組合員と直接連絡を取って対応している。
② 雇用継続を求める署名活動を理由とした、2人の組合員に対する嚴重注意処分を撤回せよ。	② 署名活動に関する資料には、関係当事者しか知り得ない情報が記載されており、2人の組合員の関与を推認せざるを得ない。 吹きガラス教室の利用者から発注主にクレームも入っており、2人の組合員が発注主及び当社に与えた影響は看過できない。

5 申請までの経過

平成18年4月、使用者は、申請外A事務組合と吹きガラス教室指導業務委託契約を締結し、その際、前年度までの受託会社から、インストラクター2人の雇用を引き受けた。

平成19年12月28日、インストラクター2人がXユニオンへ加入した。

平成20年2月、吹きガラス教室受講生を発起人とする「ガラス工房インストラクターの雇用継続を求める署名」の署名用紙が、受講生などに送付された。

同月15日、使用者は、当該署名に関する資料に、関係当事者しか知り得ない情報が記載されていることなど、組合員の関与を推認せざるを得ない事実があり、また、受講生から発注主にクレームが入るなど、発注主及び使用者に与えた不利益は看過できないとして「嚴重注意処分」を通知した。

同月29日、組合は、団体交渉の実施を求める申入書を提出し、組合員2人の3月中の勤務日、業務内容を明らかにすること及び嚴重注意処分の撤回を求めたが、使用者は団体交渉に応じようとしないうえ、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年3月25日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年3月26日、事務局調査を行ったところ、使用者は、決算期で多忙を極めており、電話に出られないことはあったが、組合からの団体交渉の申入れを断った事実はなく、個人経営で従業員も組合員である2人しかいない会社であり、給与や勤務日等については、従業員と直接相談して決定していると主張した。

同年4月4日、団体交渉が実施された。

同月9日、組合から、継続して自主交渉を行うため、あっせん実施を保留してほしい旨、事務局に申入れがあった。

自主交渉の結果、使用者は、同年2月15日付けで組合員2人に対して行った嚴重注意処分の撤回を同年5月上旬に通知した。

同年6月3日、労使主張の不一致点について労使合意に至ったことを理由として、組合から、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 20 年(調)第7号(1902 号)

申請年月日	平成 20 年 5 月 1 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 5 月 14 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区

X労働組合A本部

組合員数 166 人

2 関係当事者

組 合 尼崎市

X労働組合兵庫地方本部A支部

組合員数 5 人

使用者 尼崎市

株式会社Y (化学工業)

従業員数 6 人

関係事業所 なし

3 調整事項 賃金の引上げ、賃金体系の見直し

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 2008年4月から基本給で12,000円を引き上げること。	① 賃上げはしない。
② 賃金体系を見直すこと。	② 勤続給で1年ごとに100円引き上げる。

5 申請までの経過

平成20年2月29日、組合は、使用者に賃金引上げ等に関する要求書を提出した。

同年4月4日及び22日、団体交渉を実施したが、使用者は、組合の要求を実質的に拒否した。組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年5月1日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年5月13日に、事務局調査を実施したところ、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月14日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせンを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第8号(1903 号)

申請年月日	平成 20 年 6 月 23 日		
あっせん員	島本 (公) 和田 (労) 南光 (使)		
係属日数	16 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 7 月 22 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組 合 員 数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組 合 員 数 5 人

使用者 神戸市西区
 株式会社Y (卸売・小売業)
 従 業 員 数 16 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合への事前協議もなく、組合員2人を解雇及び自宅待機・出勤停止としたことに対して、復職を求めて団体交渉しているが、理由のきちんとした説明がない。平成20年6月13日の交渉では、社長を含む使用者側全員が途中1時間で席を立ち、交渉が決裂した。	解雇及び出勤停止等については、組合と本人たちには、きちんと理由を説明している。平成20年6月13日の団体交渉は、組合側の参加人数が多すぎ、正常な交渉にならないため中止したが、誠実に交渉に応じている。

5 申請までの経過

平成16年、X労働組合A支部B分会が結成された。

平成17年7月7日に、組合と使用者は、企業の解散・閉鎖・合併、転属・一時帰休・勤務形態の変更の実施・賃金労働条件等に関する事前協議・同意条項を含む労働協約（協定書）を交わした。

平成20年3月26日、組合員が社内の同僚とトラブルを起こしたとして、使用者から出勤停止等を通告され、さらに、同年5月20日、使用者は、分会長が部品を横領したとして同年6月19日をもって解雇する旨の通知書を送付したため、同日、組合は、団体交渉申入書を送付した。

同月5日及び13日に団体交渉が実施されたが、交渉は決裂となり、組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、同月23日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年6月27日、事務局調査を実施し、同年7月7日、あっせん員が指名された。

同月22日のあっせんにおいて、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、労務担当が1年程度の間にも2回も代わり、以前は守られていた協定書が反故にされるなど、これまで築き上げられてきた労使関係が壊れてしまい、今回の解雇等についても事前協議や十分な説明がなされておらず、誠実団交が尽くされていないと主張した。

使用者は、団体交渉を嫌がっているわけではなく、組合が交渉議題に関係のない事項を持ち出したり、社員以外の者が大勢同席して不規則発言を繰り返すのみならず、交渉継続中に街宣活動を行うなど、到底正常な団体交渉を行う状況にないと主張した。

そこで、あっせん員は、本件解決には、予備交渉の実施や本交渉の枠組みの正常化という団体交渉についてのルール作りが不可欠として、労使双方の意向を打診し、その方向に即したあっせん案を数次にわたって提示したところ、労使双方がこれを応諾したため、同日、本件は終結した。

（あっせん案の要旨）

労使双方は、将来に向けて円満な労使関係を築くため、次のとおり団体交渉ルールを確認し、組合員の労働条件について誠意を持って真摯に団体交渉を行う。

1 団体交渉の申入れ

申入れは、文書で行い、日時、議題及び出席者名について事前協議を行った上で、1週間以内に団体交渉を実施する。

2 団体交渉の出席者

原則として、双方とも同数の3人とするが、議題により5人まで可能とする。

3 団体交渉の実施場所

使用者が提供する場所とし、その費用は使用者負担とする。

4 交渉時間

2時間とする。

平成 20 年(調)第9号(1904 号)

申請年月日	平成 20 年 6 月 26 日		
あっせん員	大内 (公) 柳田 (労) 前田 (使)		
係属日数	80 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 9 月 26 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
X教職員組合連合
組合員数 652 人

2 関係当事者

組 合 尼崎市
Y労働組合A分会
組合員数 5 人

使用者 尼崎市
学校法人 Z (教育、学習支援業)
従業員数 53 人
関係事業所 なし

3 調整事項 財務諸表の提示を含む誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
賃金に関する団体交渉では、使用者は具体的な財務諸表の提示を行うこと。	<p>団体交渉時には、①年度の売上高、②年度の人件費率及び③過去5年間の人件費率の推移は提示しており、交渉に必要な決算関係の数値は開示していると判断している。</p> <p>なお、私立学校法47条2項に基づき「財務書類等閲覧規程」を制定し、利害関係人(教職員も含む。)に対しては財務諸表の開示は行っている。</p>

5 申請までの経過

平成17年7月25日にY労働組合A分会が結成され、同月28日から平成20年6月5日までの間に28回の団体交渉が実施された。

平成20年5月20日、組合は、一時金年間5.6か月以上、基本給のベースアップ、管理職の定期昇給及び財務諸表の開示に係る要求書を提出したが、使用者は夏季賞与の額を回答する一方で、基本給のベースアップ、管理職の定期昇給及び財務諸表の開示には応じることができない旨の回答書を提出したため、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年6月26日、組合はあっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年7月9日、あっせん員が指名された。

同月31日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、使用者に団体交渉の場で、財務諸表を提示するよう求める旨の主張をした。他方、使用者は、団体交渉に必要な決算関係の数値は開示している、教職員以外の者が同席する団交の場で財務諸表を開示することは、経営情報の漏えいの可能性があるのでできない、また、教職員である組合員が、財務書類等閲覧規程に基づき、財務諸表の開示請求してきた場合はこれを拒まないと主張した。

その後、あっせん員が、①使用者にあっては、学校法人Zの利害関係人が得た財務内容に係る情報を団体交渉の場で開示することを認め、組合にあっては、その情報の取扱いを対外秘とすることを遵守すること、②組合にあっては、団体交渉の出席者を事前に連絡する等、団体交渉のルール作りに協力すること等が、妥当として個別折衝を行い、あっせん員が上記の内容のあっせん案を示したところ、労使双方ともあっせん案を応諾した。

しかしながら、組合は、使用者が団体交渉の場で、財務諸表を提示するとの理解の下にあっせん案を応諾したのに対して、使用者は、教職員である組合員が財務書類等閲覧規程に基づき、財務諸表の開示請求を行うことを前提に、あっせん案を応諾したことが判明したため、あっせん員は第2回あっせんの実施を試みたが、両者の主張の隔たりが大きく、あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同年9月26日、本件を打切りとした。

平成 20 年(調)第 10 号(1905 号)

申請年月日	平成 20 年 7 月 30 日		
あっせん員	米田 (公) 大森 (労) 南光 (使)		
係属日数	24 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 9 月 10 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 西宮市

X労働組合兵庫地方本部A支部B分会

組 合 員 数 9 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 西宮市

有限会社Y (道路貨物運送業)

従 業 員 数 22 人

関係事業所 なし

3 調 整 事 項 賃金改定に係る取決め事項の遵守

4 労使の主張

組 合	使 用 者
平成20年4月5日の団体交渉で合意した賃金改定について、会社側が約束を守らず、改定前後の賃金の差額が未払いとなっている。	平成20年4月5日の団体交渉で賃金改定について合意したものの、後日、理由を付して合意を撤回し、再協議を要請している。

5 申請までの経過

平成19年5月28日、組合は、X労働組合A支部B分会を結成した。

平成20年1月26日、使用者は、日給及び歩合手当で構成している現行賃金体系から、時間給及び歩合手当で構成する新しい賃金体系(以下「新賃金体系」という。)に移行することを提案した。

同年2月23日及び3月15日に、使用者が参考資料を提示する形で、新賃金体系についての説明がなされた。

同年4月5日、団体交渉が実施され、組合は、時間給部分を大幅に引き上げた新賃金体系案(以下「組合側改訂案」という。)での試行を要求し、使用者が要求を了解したと解していたところ、後日、使用者は、試行であっても実施することはできない旨、回答し、再協議を要請した。

同年7月25日、組合は、使用者に対し、同年4月5日の団体交渉で具体的な金額については合意に達しており、その差額が未払いとなっているとして「確認書」を送付した。

同年7月30日、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年8月4日、事務局調査を実施し、同月18日、あっせん員が指名された。

同年9月10日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、専務に団体交渉の権限がすべて委任されていると聞いていたにもかかわらず、経営責任が不明確である。今回の申請に当たっても、専務が、平成20年4月からの組合側改訂案の試行及び賃金の最低保障額の引上げに同意していたにもかかわらず、社長の反対で反故にしていると主張した。

これに対し、使用者は、社会保険労務士の助言も受けながら、新賃金体系の提案を行ってきたが、同年4月5日の団体交渉で、組合側改訂案の試行実施を同意させられた。持ち帰って試算したところ、現在の経営状況では、支給できない額となることが判明したため、経営責任者としての立場で、専務からその旨、組合に説明し、同意を撤回した上で再協議を要請していた。

なお、賃金の最低保障額の引上げには、同意していないと主張した。

あっせん員は、使用者に同意の認識がある以上、団体交渉ルールを整備した上で、ある程度の金額の支給が妥当として、個別折衝を行い、労使ともこれを了承した。

そこで、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使双方がこれを応諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 省略
- 2 前項のほか、労使双方は、平成20年4月5日の団体交渉の結果が書面化されていないので、労働協約として成立していないことを確認する。
- 3 労使双方は、将来に向けて円満な労使関係を築くため、次のとおりの団体交渉ルールを確認し、組合員の労働条件について誠意を持って真摯に団体交渉を行う。

(以下省略)

平成 20 年(調)第 11 号(1906 号)

申請年月日	平成 20 年 8 月 18 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係 属 日 数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 8 月 27 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 尼崎市

X 争議団

組 合 員 数 3 人

2 関 係 当 事 者

組 合 申請者と同じ

使用者 大阪府大阪市福島区

Y 株式会社 (鉄道業)

従 業 員 数 2,202 人

関 係 事 業 所 自動車部尼崎営業所

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
平成20年7月31日に自動車部内で行われた自動車部協議会及びダイヤ委員会で、会社は、会社が提案した議題以外の質問を拒否した。	自動車部協議会及びダイヤ委員会で、会社提案議題以外の質問を受け付けないと言ったつもりはない。互いの認識に差があると思われる。

5 申請までの経過

平成20年6月20日、使用者と申請外A労働組合で、Y株式会社の一部門である自動車部を平成21年4月に同社の子会社へ事業譲渡し、同部従業員も全員転籍させる旨の大綱合意を行った。

平成20年7月31日、使用者と組合で設置した労使協議会の細部協議機関である自動車部協議会及びダイヤ委員会で、組合側代表の一人であるBが、会社提案議題以外の質問をすることを使用者が拒否した。しかし、組合が使用者に抗議しないため、B他組合員数名が、同年8月7日及び11日、当労働委員会に申請相談を行った。

同月18日、B他数名が、このままでは自主解決は困難であると判断し、X争議団として、使用者に抗議書を手渡して団体交渉を申し入れ、同日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年8月20日、事務局調査を実施した。

同月26日に、使用者から、Bのいう「会社提案議題以外の質問」については、同年7月16日に行われた会社説明会の場で、同趣旨の質問をしてきたBに対して既に回答済みであり、細部協議の場である自動車部協議会及びダイヤ委員会で改めて回答するには及ばないと考えていること等から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月27日、あっせん員が指名された。あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打切りとした。

平成 20 年(調)第 12 号(1907 号)

申請年月日	平成 20 年 10 月 9 日		
あっせん員	畑 (公) 白田 (労) 南光 (使)		
係属日数	20 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 11 月 19 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 大阪府大阪市西区
 X労働組合A支部
 組合員数 1,800 人

2 関係当事者

組 合 養父市
 X労働組合A支部B分会
 組合員数 2 人

使用者 養父市
 株式会社Y (窯業・土石製品製造業)
 従業員数 16 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、組合員Cの解雇の撤回及び春闘要求等に係る団体交渉に応じよ。	組合のいう従業員(組合員C)は、懲戒解雇された者であり、解雇の撤回について話し合う余地はない。 なお、春闘要求等については、団体交渉を実施し、資金繰りの許す範囲で一時金等も支給している。

5 申請までの経過

平成12年10月ごろ、組合は、X労働組合A支部B分会を結成した。

平成14年12月12日、組合と使用者は、労働条件等に係る事前協議・同意条項を含む協定書を取り交した。

平成18年9月15日、従業員であり、後に組合員となるCが、酒気帯び運転で逮捕、免許停止処分を受けた。

以降、使用者は、就業規則に定める時間を超えて休憩をとるなどするCの問題行動に対し、複数回にわたり口頭で注意をした。

平成20年9月23日、使用者は、就業時間中に車内で休憩をとっているCを見つけ、口頭で注意を行ったが、Cの態度から、今後も改善の見込みがないものと判断し、同日、解雇を通告した。

同月25日、Cが組合に加入し、同月29日、組合はCの労働組合加入通知書及び分会要求書を送付した。

その後、労使間で、電話でのやり取りがなされたが、使用者から、Cの解雇に関する交渉には、一切応じない旨、回答があったため、同年10月9日、組合は、自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年10月10日、事務局調査を実施し、同月31日、あっせん員が指名された。

同年11月19日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、同年10月22日にCの解雇問題及び春闘要求について使用者と交渉の場を持ち、Cの解雇撤回を申し入れたが、使用者が一貫してCの復職を拒否する旨の回答をしたので、同年11月13日付けで神戸地裁に地位確認請求訴訟を提起しており、最終的には司法の判断を仰ぎたいと考えている。また、春闘要求(夏季一時金)については、交渉未妥結にもかかわらず、同年8月13日に前年の半額相当が支給されたので、使用者に抗議し、仮払いとして受け取るが、交渉は継続中である旨を通告したが、同年10月22日の交渉では、資金繰りが苦しいことを理由に交渉に応じる態度ではなかったと主張した。

これに対し、使用者は、これまでのCの就業態度等から、解雇の撤回は考えておらず、法的な手続きが必要なのであれば、適法に対処したい、春闘交渉については、夏季一時金を支払ったので、交渉は終了したと認識していたと主張した。

その後、あっせん員は、Cの解雇問題については、労使ともに司法の場で争う意志が固く、あっせん事項になじまないという判断に基づき、組合に申請事項の一部取下げを促すとともに、春闘交渉に係る団体交渉については、組合が未解決であるとの認識でいる以上は、再度団体交渉を行う条件整備をするべきとの見解の下、個別折衝を行い、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを応諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案要旨)

- 1 組合員Cの解雇問題については、司法の判断に委ねることとし、組合は、本件争議の申請事項から取り下げる。
- 2 労使双方は、平成20年春闘要求(夏季一時金)の解決に向けて、引き続き誠意をもって団体交渉を行う。
- 3 今後の団体交渉については、株式会社YとX労働組合A支部B分会との間で締結された平成14年12月12日付け協定書に基づき、真摯に実施する。

平成 20 年(調)第 13 号(1908 号)

申請年月日	平成 20 年 10 月 20 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 佐野 (使)		
係属日数	29 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 11 月 26 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合
 組 合 員 数 75 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 西宮市
 株式会社 Y (電機機械器具製造業)
 従 業 員 数 27 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 労働審判で決定した賃金を支払うこと。	不良品に関する報告をしなかったことを会社代表及び従業員に謝罪すること。
2 安全配慮義務違反を改め、関係諸法規を遵守すること。	
3 不良品の報告は、会社の歪んだシステムが原因でできなかった。	

5 申請までの経過

使用者からクレーム処理に関して解雇を言い渡されたAは、平成18年10月に労働組合に加入し、団体交渉の結果、解雇は撤回され、その後、平成19年6月14日までの間に、6回の団体交渉が実施された。

Aは、同年7月、申請外B株式会社に出向を命じられたところ、平成20年2月25日には、解決金を支払うこと等で、労働審判の調停が整った。

しかしながら、同年4月に出向先から復帰する際の労働条件をめぐって再び紛糾し、未出勤状態が継続している。

同年9月5日、組合は、職場復帰の条件を使用者に提出し、同月24日に使用者からも案が提示された。組合は、使用者側提示案に納得できないため、同年10月9日に団体交渉を申し入れた。

これに対して、使用者は、同月15日に、団体交渉を拒否するとの回答を行った。

そこで、同月20日、組合は、このままでは自主的な解決は難しいと判断し、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年10月29日、あっせん員が指名された。

同年11月26日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、Aに職場復帰の意思は当然あるが、社長が団体交渉に出席せず、復帰するための条件について合意できていない、使用者は、未だに、Aに謝罪を要求していると主張した。他方、使用者は、Aに一刻も早く職場復帰して就労してもらいたいというのが基本方針であり、そのために必要なら、社長が出席して団体交渉に応じてもよい、また、必ずしも謝罪にこだわらず、職場の同僚や上司にあいさつしてもらえればよいと述べた。

その後、あっせん員が、本年中に、社長を交えて、Aの職場復帰に関する団体交渉を実施すること、Aは、同年12月10日を目途として職場に復帰することとし、復帰後の職場は工務課とするとともに、同年4月からの組合員の月額賃金を決定し、不足分は、速やかに清算すること等について個別折衝を行い、労使双方ともこれを了承した。

そこで、あっせん員が上記の内容のあっせん案を提示したところ、労使双方がこれを応諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 本年中に、社長を交えて、組合員Aの職場復帰に関する団体交渉を実施すること。
- 2 省略
- 3 労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めるものとする。

平成 20 年(調)第 14 号(1909 号)

申請年月日	平成 20 年 10 月 24 日		
あっせん員	—— (公)	—— (労)	—— (使)
係属日数	一 日	あっせん回数	一 回
終 結	係属中	終 結 区 分	——

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部
 組 合 員 数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合 A 支部 B 分会
 組 合 員 数 2 人

使用者 神戸市須磨区
 Y株式会社 (卸売・小売業)
 従 業 員 数 70 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
会社役員組合員に対する恫喝等の行為について、組合への謝罪を求める。	申入れのあった団体交渉は、都合が悪くてできない。

5 申請までの経過

平成20年2月1日に誠実な団体交渉の実施を申請事項として、あっせん申請があったが、その後、自主的に団体交渉が持たれ、3月19日に組合が申請を取り下げた。

同年6月に、前回のあっせん申請による団体交渉の結果、自宅待機となっていた分会長が復職をした。

同年9月29日、分会長に対し、副社長が恫喝行為を行ったと組合は主張し、同年10月4日、謝罪を求めて団体交渉の申入書を送付した。同月6日、使用者は都合が悪く実施できないと回答をした。同月15日再度、組合は、同月22日の団体交渉実施を求めて申入れをしたが、使用者からは回答がなく、当日の交渉も欠席であった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月24日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年12月31日現在、係属中である。

平成 20 年(調)第 15 号(1910 号)

申請年月日	平成 20 年 11 月 6 日		
あっせん員	—— (公)	—— (労)	—— (使)
係属日数	一 日	あっせん回数	一 回
終 結	平成 20 年 12 月 8 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区

X 労働組合 A 本部

組 合 員 数 166 人

2 関係当事者

組 合 尼崎市

X 労働組合 A 本部 B 支部

組 合 員 数 51 人

使用者 尼崎市

Y 株式会社 (プラスチック製品製造業)

従 業 員 数 103 人

関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の促進

4 労使の主張

組 合	使 用 者
労働協約 (案) に関し、団体交渉を実施すること。	団体交渉を拒否するわけではないが、今までの労使慣行どおり、労使協議会で検討することとしたい。

5 申請までの経過

平成20年7月24日、使用者は、労働協約の案を組合に提示し、説明を行った。使用者は、今までの労使慣行どおりに労使協議会での協議を申し入れたが、組合は、団体交渉の場での協議を主張し、同年9月25日に団体交渉を申し入れた。

同月27日、使用者が団体交渉では協議しないと口頭で回答したため、組合は、同年10月8日に再度団体交渉を申し入れた。

同月15日に使用者からなされた回答も同じであったため、同月24日、組合は、もう一度団体交渉を申し入れたが、同月29日の使用者からの回答は、同様のものではなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年11月6日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年11月10日、事務局調査を実施した。

使用者は、現在、労使慣行で行っていることを正式に労働協約としたいと考えて提案したが、労使の認識に差があることが判明したため、その内容及び進め方について、再検討したいと思っているとのことであった。

同月13日、使用者が、労働協約の案を白紙撤回し、改めて労働協約締結の進め方に関する団体交渉を申し入れたところ、組合から、同年12月8日、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 20 年(調)第 16 号(1911 号)

申請年月日	平成 20 年 11 月 12 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	一 日	あっせん回数	一 回
終 結	平成 20 年 12 月 18 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区

X労働組合A協議会

組 合 員 数 224 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市中央区

株式会社Y (郵便局)

従 業 員 数 97,200 人

関係事業所 神戸支店

3 調 整 事 項 組合事務室設置に関すること

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、協議会事務室設置に関する協議において、設置場所及び設置時期を明らかにせよ。	協議会事務室の設置場所及び設置時期については、内部調整が完了していないため、現時点では、回答できない。

5 申請までの経過

平成2年9月22日、X労働組合A協議会(以下「組合」という。)が結成された。

平成20年9月24日、組合は、事務室貸与に係る要求書を提出した。

同年10月16日、使用者は、組合に対し、「事務室の貸与に向けて、前向きに検討する。」と回答した。

同月21日、組合は、同年1月に2つの企業内組合(B労働組合及びC労働組合)が統合してできたD労働組合の事務室のうち、統合前のC労働組合の連絡協議会が使用していた部屋が空室となっていたため、使用者に、その部屋の提供を求める申入書を提出したが、使用者から、現時点では返答できないとの回答があったため、同年11月12日、組合は、自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年11月14日、事務局調査を実施した。

使用者から組合事務室貸与の場所及び時期については、本日、口頭で組合に回答した。これまで、事務室の設置場所及び時期について明確な回答ができなかった理由は、D労働組合から、どの部屋を引き払うかの回答が得られなかったためである、との回答がなされた。

同年12月18日、組合から、自主交渉の結果、組合事務所の設置に関する協議が成立したとして、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 20 年(調)第 17 号(1912 号)

申請年月日	平成 20 年 11 月 13 日		
あっせん員	川久保 (公) 柳田 (労) 前田 (使)		
係属日数	18 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 12 月 26 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合兵庫合同支部
 組 合 員 数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合兵庫合同支部A分会
 組 合 員 数 12 人

使用者 三木市
 株式会社Y (道路貨物運送業)
 従 業 員 数 150 人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 誠実な団体交渉を実施せよ。	① 既に40数回の団体交渉を実施している。
② 営業所の移転候補地を示すこと。	② 深江浜町への移転を考えている。
③ NOx規制適合車への代替計画を示すこと。	③ 現在、5台中3台は適合車であり、残りの2台についても新規発注済みである。

5 申請までの経過

平成18年12月にA分会が設立され、平成20年3月末日までに30数回の団体交渉を実施してきたが、同月、組合は、①最低賃金を保障すること、②神戸営業所設立について組合の同意を得ること等を内容とする協約の締結を迫って、ストライキを実施した。

使用者は、事態の早期収拾のために協約の締結に応じ、その後も2回の団体交渉を実施したが、営業所の設立等は経営権に係る事項であるとして、組合の要求を拒んできている。

そこで、平成20年11月13日、組合は、使用者の交渉態度が不誠実なため、このままでは自主的な解決は難しいと判断し、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年11月21日、事務局調査を実施し、同年12月9日、あっせん員が指名された。

同月26日のあっせんにおいて、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、社長が団体交渉に出席せず、社外の人間と社内の別組合の関係者が対応しているので、話が進まないと主張した。他方、使用者は、会社から権限を委任された労務担当部長らが交渉を担当している。営業所の設置等は経営権の範ちゅうだと認識しており、これからも方針を変えるつもりはないと述べた。

その後、あっせん員が、使用者に、組合の要求に応じる意向があるか、再度確認したが、使用者は、応じることはできないと主張した。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第 18 号(1913 号)

申請年月日	平成 20 年 11 月 17 日		
あっせん員	大内 (公) 高西 (労) 高田 (使)		
係属日数	17 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 20 年 12 月 25 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合兵庫県本部
 組合員数 204 人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合兵庫県本部A分会
 組合員数 不明

使用者 三木市
 Y株式会社 (卸売・小売業)
 従業員数 507 人
 関係事業所 三木市、小野市

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
社長又は経営に責任ある役員が出席し、説明責任を果たすこと。	会社が正式に団体交渉権限を委任した物流部長と総務部長、書記として物流部課長を担当させている。

5 申請までの経過

平成13年2月にA分会が結成され、平成20年5月から11月にかけて、組合は、要求書、団体交渉催促状、抗議書等を提出し、①一時金の支給額、支給基準を明確に回答すること及び②団体交渉には社長又は経営に責任ある役員が出席し、説明責任を果たすことを使用者に要求してきたが、使用者は、個人情報保護のため、支給金額、支給基準等は開示できない等を理由として要求を拒んできた。

そこで、同年11月17日、組合は、このままでは自主的な解決は難しいと判断し、あっせん申請を行った。

その後、同年12月5日、使用者は、一時金に関するあっせんは辞退し、団交出席者に関するあっせんのみの実施に同意し、同月6日、組合は一時金に関しては別途団体交渉を申し入れることので了承した。

6 調整の経過及び結果

平成20年11月26日、事務局調査を実施し、同年12月9日、あっせん員が指名された。

同月25日のあっせんにおいて、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、これまで団交出席してきた総務部長らは、「持ち帰って検討する。」の繰返しで説明責任が果たされておらず、実質的な権限を有する役員が出席すれば、もう少ししっかりした回答ができるはずだと主張した。他方、使用者は、総務部長らの団体交渉出席については、書面で交渉権限がある者であることは通知しているし、使用者の実質的な最終権限は役員会にあることが多いので、一時金等の重要事項については、持ち帰って検討するという対応になると述べた。

その後、あっせん員が、①使用者は、平成20年年末一時金に関する団体交渉に権限を有する役員を出席させること、②労使双方は、①の団体交渉をできるだけ速やかに実現させるため、日程調整に最善を尽くすこと及び③労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めることが妥当として、個別折衝を行い、労使双方ともこれを了承した。

そこで、あっせん員が上記の内容のあっせん案を提示したところ、労使双方がこれを応諾したため、同日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、平成20年年末一時金に関する団体交渉に権限を有する役員を出席させること。
- 2 労使双方は、上記1の団体交渉をできるだけ速やかに実現させるため、日程調整に最善を尽くすこと。
- 3 労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めるものとする。

平成 20 年(調)第 19 号(1914 号)

申請年月日	平成 20 年 11 月 28 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 12 月 11 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 大阪府大阪市西区

X労働組合 A 支部

組 合 員 数 1,800 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 小野市

株式会社 Y (卸売・小売業)

従 業 員 数 140 人

関係事業所 伊丹営業所

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
平成20年11月17日付け団体交渉申入書に基づき、団体交渉を実施すること。	今回の申入事項は、既に解決した事項と認識しており、団体交渉には応じられない。

5 申請までの経過

平成19年11月6日、従業員のBが申請組合に加入し、同月27日から平成20年8月21日にかけて、団体交渉が7回実施された。

同年11月17日、組合は、就業時間中に無給で組合活動を行うことについての労働協約の締結を求めて団体交渉を申し入れたが、使用者は、申入事項については回答済みであり、既に解決しているため、団体交渉の申入れには応じられないという内容の「ご連絡書」を送付した。

そこで、組合は、同月21日、申入事項については、まだ解決をしていないので、団体交渉に応じてほしい旨の通知書を送付したが、使用者からの連絡はなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月28日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年12月5日、事務局調査を実施した。

同月11日、使用者から、団体交渉の申入事項は既に回答し、議論され尽くした事項であり、合計7回、団体交渉にも応じているため、あっせんを行うことには同意しない旨の回答があった。

同日、あっせん員が指名された。あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打切りとした。

平成 20 年(調)第 20 号(1915 号)

申請年月日	平成 20 年 12 月 8 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 20 年 12 月 16 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市東灘区

X 労働組合

組 合 員 数 42 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市東灘区

Y 株式会社(道路旅客運送業(ハイヤー・タクシー業))

従 業 員 数 341 人

関係事業所 西宮営業所、甲陽園営業所、芦屋営業所

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、当該組合を独立した組合として認めた上で、団体交渉(組合掲示板の設置及びチェックオフの実施について)に応じること。	団体交渉に応じることはできない。

5 申請までの経過

平成20年6月1日、X労働組合(以下「申請組合」という。)が結成された。

Y株式会社内には、申請組合のほかに、A労働組合及び使用者とユニオン・ショップ協定を締結しているB労働組合の計3つの労働組合があり、申請組合は、B労働組合からの脱退者によって構成される労働組合であった。

同月2日、申請組合は、使用者に対して労働組合の結成を通知し、組合掲示板の設置等について団体交渉を申し入れたが、団体交渉が実施されることはなかった。

同年11月25日、申請組合は、改めて団体交渉の実施を申し入れたが、この申入れに対しても、使用者から回答はなかった。

申請組合は、自主的な解決は困難であると判断し、同年12月8日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年12月11日、事務局調査を実施した。

使用者は、B労働組合とのユニオン・ショップ協定を維持しながら、申請組合と団体交渉を行うとなると、B労働組合の反発は必至であり、具体的に申請組合との関係で救済命令又は判決が出されない限り、団体交渉に応じることは難しいと考えていると主張し、同月15日、あっせんを行うことに同意しない旨の回答を行った。

同月16日、あっせん員が指名された。あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切りとした。

平成 20 年(調)第 21 号(1916 号)

申請年月日	平成 20 年 12 月 22 日		
あっせん員	—— (公)	—— (労)	—— (使)
係属日数	一 日	あっせん回数	一 回
終 結	係属中	終 結 区 分	——

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区

X労働組合A支部

組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区

X労働組合A支部B分会

組合員数 1 人

使用者 神戸市中央区

Y会 (専門サービス業 (他に分類されないもの))

従業員数 70 人

関係事業所 なし

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員Cの復職について、団体交渉を実施すること。	当会と組合員Cとは、訴訟(控訴)係属中であり、現時点では団体交渉になじまないものとする。

5 申請までの経過

平成19年7月9日、組合員である事務局長のCが提出した適応障害等のため1か月の自宅休養を要する旨の診断書により、使用者は、同年8月2日までの休職を命じた。同年7月27日に、Cが同年8月3日からは復職可能であるという診断書を使用者に提出し、復職を要求したが、使用者は、同年8月3日、Cに再度休職を命じた。

同年9月12日、Cは再度診断書を提出して復職を要求し、申請組合に加入した。

平成20年1月18日、Cは、休職命令が無効であることの確認等を求めて、労働審判手続を申し立てた。労働審判委員会は、同年3月28日、職員として復職させること等を命じる労働審判を告知した。

この労働審判に対し、使用者が異議を申し立てたため、訴訟に移行し、同年11月27日には神戸地裁で、休職命令が無効であることを確認する等の判決が出た。

そこで、組合は、復職日程等について使用者に団体交渉を申し入れ、双方の弁護士で復職条件について話し合うこととなったが、使用者側弁護士が解任され、話し合いはなされなかった。

同年12月11日、組合は再度団体交渉を申し入れたが、同月16日に使用者は、Cと控訴訴訟係属中であるため、団体交渉にはなじまないと考えたと回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月22日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年12月31日現在、係属中である。

平成 20 年(調)第 22 号(1917 号)

申請年月日	平成 20 年 12 月 26 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 西脇市

X労働組合連合会

組 合 員 数 1,600 人

2 関係当事者

組 合 西脇市

Y労働組合

組 合 員 数 19 人

使用者 大阪府大阪市中央区

Z株式会社(娯楽業)

従 業 員 数 84 人

関係事業所 Aカントリークラブ

3 調 整 事 項 定年制度の見直し

4 労使の主張

組 合	使 用 者
常勤ラウンドアドバイザーについて、58歳で準常勤ラウンドアドバイザーになると就業規則で決めているが、60歳まで常勤で継続するよう求める。	57歳で準常勤に変更していたのを、既に58歳に引き上げている。 体力や経費の事もあり、法的に問題があるわけでもないので、できない。

5 申請までの経過

組合は、ラウンドアドバイザーという区分の従業員、いわゆるキャディについては、58歳になると、常勤から準常勤ラウンドアドバイザーに変更されるように就業規則で定められているが、常勤ラウンドアドバイザーのままで、定年まで勤務できるように、以前から要求をしていた。

平成20年12月15日、組合は、平成21年1月にその対象者が出ることから、改めて要求を行った。

平成20年12月15日、19日及び22日と3回の団体交渉を実施したが、平成21年1月に対象者がおり、期限が迫っているにもかかわらず、組合、使用者双方の意見が膠着状態となった。

組合は、このままでは自主的な解決は難しいと判断し、平成20年12月26日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成20年12月31日現在、係属中である。

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	71
1	概況	71
2	不当労働行為事件取扱一覧表	78
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	80
第2	労働組合の資格審査	82
1	概況	82
2	労働組合資格審査取扱一覧表	83

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

平成20年に取り扱った不当労働行為事件は、13件であった。そのうち、前年からの繰越件数は6件で、前年より3件多く、新規申立件数（確定判決に基づく審査再開件数1件を含む。以下同じ。）は7件で、前年より3件少なくなっている。終結事件は9件で、前年より2件多くなっている。

また、翌年への繰越件数は4件で、前年より2件少なくなっている（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成20年の新規申立件数7件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件、1・3号事件及び1・2・3号事件が各2件、2・3号事件が1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが6件、労働者による申立てが1件となっている。

ウ 地区別では、神戸地区が3件、阪神南地区、東播磨地区、北播磨地区及び中播磨地区が各1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、その他が3件、運輸業及び公務が各2件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、1,000人以上が5件、100～199人及び500～999人が各1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成20年に終結した9件の内訳は、次のとおりである。

ア 終結件数9件のうち、繰越件数が6件、新規申立件数が3件となっている（第9表参照）。

終結した9件の内容は、命令・決定が5件、和解・取下げが4件となっている（第9表参照）。

終結件数の取扱件数13件に対する終結率は、69パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、命令・決定の最長が520日、最短が232日、和解・取下げの最長が366日、最短が17日、総平均301日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成20年中に交付された命令・決定のうち2件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

また、前年から繰り越された1件が終結したので、翌年への繰越件数は2件となった（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された、平成19年（行コ）第111号不当労働行為救済申立棄却命令取消請求控訴事件について、平成20年6月26日、控訴棄却判決が下され

た。これに対して、当委員会及び控訴人補助参加人が上告又は上告受理申立てのいずれも行わなかったため、判決は確定した。

また、平成19年（行ウ）第97号不当労働行為救済申立却下決定取消請求事件について、平成20年12月10日、全部認容（決定の取消し）判決が下された。これに対して、当委員会は同月25日、大阪高等裁判所に控訴した。

したがって、翌年への繰越件数は1件となった（第14表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越件数	6	6	—
新規申立件数	7 (1)	3 (1)	4
計	13 (1)	9 (1)	4

(注) () 内は、確定判決に基づく審査再開事件の件数で、内数である。

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越件数	新規申立件数	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	3	2	5
3号（支配介入）	—	—	—
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	1	—	1
1号と3号の複合したもの	1	2	3
1号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	1	2	3
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
2号と3号の複合したもの	—	1	1
計	6	7	13

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、終結時を基準とした。

2 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越件数	新規申立数 件	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	1	1
		賃金等の差別	1	1	2
		仕事上の差別	1	—	1
		配転	1	1	2
		小計	3	3	6
2号	団体交渉の拒否	5	5	10	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	2	2
		組合弱体化工作	2	5	7
		脱退強要	1	2	3
		就労拒否	—	1	1
		小計	3	10	13
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		11	18	29	

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、終結時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があり、件数の計は第1表の申立件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越件数	新規申立件数	計
原職復帰・バックペイ	—	1	1
配置転換の撤回	1	—	1
不利益取扱いの撤回	2	3	5
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	—	—
団体交渉の応諾	5	5	10
支配介入の禁止	2	5	7
謝罪文の掲示・手交	6	6	12

(注) 1 審査継続中に請求する救済内容の追加等があるため、件数は、原則として、
 終結時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があり、件数の計は、原則として、
 申立件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越件数	—	—	2	—	—	—	2	1	—	—	1	—	6
新規申立件数	—	1	—	1	—	—	1	—	—	3	—	1	7

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越件数	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—	6
新規申立件数	3	1	—	1	1	1	—	—	—	—	7

第7表

業 種 別 件 数

業 種	製造	情報 通信	運 輸			卸売 ・ 小売	医療、 福祉	教育、 学習 支援	サービ ス	その他	公務	計
			旅客 運送	貨物 運送	その他							
繰越件数	—	—	1	—	—	1	2	—	1	—	1	6
新規申立件数	—	—	—	2	—	—	—	—	—	3	2	7
計	—	—	1	2	—	1	2	—	1	3	3	13

第8表

企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰越件数	—	—	1	2	1	1	1	6
新規申立件数	—	—	1	—	—	1	5	7
計	—	—	2	2	1	2	6	13

(注) 審査継続中に企業規模の変動がある場合があり、件数は、原則として、終結時を基準とした。

第9表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	自主 和解	取下げ	小計	
繰越件数	1	2	2	—	5	—	1	—	1	6
新規申立件数	—	—	—	—	—	1	1	1	3	3
計	1	2	2	—	5	1	2	1	4	9

第10表

終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	520 日	232 日	392 日
和解・取下げ	366	17	188
総 平 均	—	—	301

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	終結区分	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平19 (不)1	道路旅客運送業(ハイヤー・タクシー業)	取下げ (自主和解)	5回	5回	6人 (12)	—	366日
2	社会保険・社会福祉・介護事業	命令 (一部救済)	6	3	3 (6)	—	366
5	医療業	命令 (棄却)	4	3	3 (6)	—	448
6	娯楽業	命令 (一部救済)	5	5	6 (12)	2	520
8	卸売・小売業	命令 (全部救済)	3	2	2 (2)	—	232
9	国家公務	命令 (棄却)	6	5	6 (12)	—	394
平20 (不)1	地方公務	取下げ (自主和解)	6	2	4 (8)	1	250
2	地方公務	取下げ	1	—	—	—	17
3	農林水産金融業	和解認定 (関与和解)	1	—	—	4	120

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平19 (不)4	道路貨物運送業	3回	—回	—人	—回	83日
5	郵便局	3	—	—	—	83
6	道路貨物運送業	2	—	—	—	66
7	郵便局	1	—	—	—	17

(注)係属日数は、平成20年末までの数値である。

第13表

再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申立年月日	不 服 の 要 点	審 査 経 過
中労委 平17(不再)第39号 (道路貨物運送業・倉庫業)	労働組合 労働者 17. 5. 23	初審命令の 取消し	一部変更 20. 1. 29
中労委 平20(不再)第7号 (社会保険・社会福祉・介護事業)	使用者 20. 3. 24	"	係属中 (20. 12. 31)
中労委 平20(不再)第15号 (卸売・小売業)	使用者 20. 4. 16	"	結審 20. 12. 17

第14表

行 政 訴 訟 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	提 起 人 提起年月日	請 求 の 趣 旨	訴 訟 経 過
大阪高裁 平 19(行コ)第 111号 不当労働行為救済申立棄却命令取 消請求控訴事件 (農林水産金融業)	当委員会 19. 9. 26	原判決中控訴 人敗訴部分の 取消し	20. 6. 26 棄却
神戸地裁 平 19(行ウ)第 97号 不当労働行為救済申立却下決定取 消請求事件 (ゴム製品製造業)	労働組合 19. 12. 29	県労委決定の 取消し	20. 12. 10 全部認容 (決定の取消し)
大阪高裁 平 21(行コ)第 11号 不当労働行為救済申立却下決定取 消請求控訴事件 (ゴム製品製造業)	当委員会 20. 12. 25	被控訴人の請 求棄却	係属中 (20. 12. 31 現在)

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	業種名	第7条 該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平19 (不) 1	道路旅客運送業	1・3	組合 個人	19. 3. 8	不利益取扱 支配介入	20. 3. 7	取下げ (自主和解)	明石市
2	社会保険・社会福祉・介護事業	2	組合	19. 3. 12	団交拒否	20. 3. 11	命令 (一部救済)	芦屋市
5	医療事業	1・2	組合	19. 7. 20	不利益取扱 団交拒否	20. 10. 9	命令 (棄却)	神戸市
6	娯楽業	1・2・3	組合	19. 7. 24	不利益取扱 団交拒否 支配介入	20. 12. 24	命令 (一部救済)	尼崎市
8	卸売業・小売業	2	組合	19. 8. 27	団交拒否	20. 4. 14	命令 (全部救済)	神戸市
9	国家公務	2	組合	19. 11. 29	団交拒否	20. 12. 26	命令 (棄却)	明石市
平20 (不) 1	地方公務	2	組合	20. 2. 29	団交拒否	20. 11. 4	取下げ (自主和解)	姫路市
2	地方公務	1・2・3	組合	20. 4. 1	不利益取扱 団交拒否 支配介入	20. 4. 17	取下げ	尼崎市
3	農林水産金融業	2・3	組合	20. 7. 17	団交拒否 支配介入	20. 11. 13	和解認定 (関与和解)	加東市
4	道路貨物運送業	1・2・3	組合	20. 10. 10	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
5	郵便局	1・3	個人	20. 10. 10	不利益取扱 支配介入			加古川市

事件 番号	業 種 名	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
6	道路貨物運送業	1・3	組合	20.10.27	不利益取扱 支配介入			神戸市
7	郵便局	2	組合	20.12.15	団交拒否			神戸市
計		13 件						

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成 17 年兵庫県労働委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、平成 21 年における審査の期間の目標及び平成 20 年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成 21 年における審査の期間の目標

当委員会は、平成 21 年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については、事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6 月

イ その他の標準的な事件 1 年 3 月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等の主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

(2) 平成 20 年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	3 件	2 件	1 件
その他の標準的な事件	10	7	3
特に複雑な事件	0	0	0
計	13	9	4

イ 審査期間の目標の達成状況（平成 20 年中に終結した事件）

(ア) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	審 査 の 結 果		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	232 日	232 日	232 日
和 解 ・ 取 下 げ	250	250	250
総 平 均	—	—	241 (約 8 月)

(イ) その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	520 日	366 日	432 日
和 解 ・ 取 下 げ	366	17	168
総 平 均	—	—	319 (約 10 月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成 20 年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備 考
平成 19 年 (不) 第 1 号事件	取下げ (自主和解)	366 日	5 回	5 回	0 回	6 人 (12)	標 準
平成 19 年 (不) 第 2 号事件	命令 (一部救済)	366	6	3	0	3 (6)	標 準
平成 19 年 (不) 第 5 号事件	命令 (棄却)	448	4	3	0	3 (6)	標 準
平成 19 年 (不) 第 6 号事件	命令 (一部救済)	520	5	5	2	6 (12)	標 準
平成 19 年 (不) 第 8 号事件	命令 (全部救済)	232	3	2	0	2 (2)	団交拒否
平成 19 年 (不) 第 9 号事件	命令 (棄却)	394	6	5	0	6 (12)	標 準
平成 20 年 (不) 第 1 号事件	取下げ (自主和解)	250	6	2	1	4 (8)	団交拒否
平成 20 年 (不) 第 2 号事件	取下げ	17	1	0	0	0 (0)	標 準
平成 20 年 (不) 第 3 号事件	和解の認定 (関与和解)	120	1	0	4	0 (0)	標 準

(注 1) 「尋問証人数」欄の () 内は、延べ人数である。

(注 2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」はその他の標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成20年に取り扱った労働組合の資格審査は15件で、その内訳は、前年からの繰越件数が6件、新規取扱件数が9件であった。申請理由別では、不当労働行為が12件、法人登記が3件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に12件（適合決定8件、打切り4件）が終了したので、翌年への繰越件数は3件となった（第2表参照）。

適合決定された8件（不当労働行為5件、法人登記3件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会議決	計
繰 越 件 数	—	6	—	—	6
新 規 取 扱 件 数	—	6	3	—	9
計	—	12	3	—	15

（注1） 総会議決は、無料の労働者供給事業又は無料の職業紹介事業の許可申請に係るものである。

第2表 申請理由別、終了区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会議決	計
取 扱 件 数	—	12	3	—	15
終 結 件 数	打 切 り	—	4	—	4
	取 下 げ	—	—	—	—
	適 合 決 定	—	5	3	8
	不 適 合 決 定	—	—	—	—
	計	—	9	3	—
翌年への繰越件数	—	3	—	—	3

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	—	5	3	—	8
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘 下 組合の 規 約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事 件 番 号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成19年 (資) 第1号事件	130	19. 3. 8	不	20. 3. 7	打切り
平成19年 (資) 第2号事件	53	19. 3. 12	不	20. 3. 6	適合
平成19年 (資) 第24号事件	約70	19. 7. 20	不	20. 10. 2	適合
平成19年 (資) 第25号事件	418	19. 7. 24	不	20. 12. 18	適合
平成19年 (資) 第27号事件	256	19. 8. 27	不	20. 4. 3	適合
平成19年 (資) 第28号事件	約100	19. 11. 29	不	20. 12. 18	適合
平成20年 (資) 第1号事件	14	20. 2. 29	不	20. 11. 4	打切り
平成20年 (資) 第2号事件	400	20. 4. 1	不	20. 4. 17	打切り
平成20年 (資) 第3号事件	32	20. 6. 30	法	20. 7. 17	適合

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成20年 (資) 第4号事件	69	20. 7. 17	不	20. 11. 13	打切り
平成20年 (資) 第5号事件	45	20. 10. 10	不		
平成20年 (資) 第6号事件	317	20. 10. 27	不		
平成20年 (資) 第7号事件	66	20. 11. 26	法	20. 12. 18	適合
平成20年 (資) 第8号事件	187	20. 11. 28	法	20. 12. 4	適合
平成20年 (資) 第9号事件	400	20. 12. 15	不		
計		15 件			

(注) 「係属」の「事由」欄の「委」は「委員推薦」、「不」は「不当労働行為」、
「法」は「法人登記」を示す。